

倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月30日

倉吉市長 石田 耕太郎

倉吉市規則第22号

倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免に関する規則の一部を改正する規則

倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免に関する規則（平成25年倉吉市規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																		
<p style="text-align: center;">倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免及び還付に関する規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、倉吉市立学校施設使用条例（平成3年倉吉市条例第16号。以下「<u>学校施設条例</u>」という。）第12条、倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例（平成12年倉吉市条例第38号。以下「<u>パークスクエア条例</u>」という。）第24条及び倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例（昭和57年倉吉市条例第9号）第9条の規定に基づき、倉吉市立学校施設、倉吉交流プラザ、<u>ふれあい広場、集いの広場及び多目的広場並びに倉吉博物館及び倉吉歴史民俗資料館</u>（以下「教育委員会所管施設」という。）の使用料及び入館料（以下「使用料等」という。）の減免及び還付について、必要な事項を定める。</p> <p>（使用料等の減免）</p> <p>第2条 市長は、次の表の左欄に掲げる教育委員会所管施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事由に該当する場合について、同表の中欄に掲げる使用料等を減額し、又は免除することができる。</p> <table border="1" data-bbox="188 1599 746 1792"> <thead> <tr> <th>教育委員会所管施設</th> <th>使用料等</th> <th>減免事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>倉吉交流</td> <td>使用料</td> <td>1 略</td> </tr> </tbody> </table>	教育委員会所管施設	使用料等	減免事由	略			倉吉交流	使用料	1 略	<p style="text-align: center;">倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免に関する規則</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、倉吉市立学校施設使用条例（平成3年倉吉市条例第16号）第12条、倉吉パークスクエアの設置及び管理に関する条例（平成12年倉吉市条例第38号）第24条及び倉吉市立教育文化施設の設置及び管理に関する条例（昭和57年倉吉市条例第9号）第9条の規定に基づき、倉吉市立学校施設、倉吉交流プラザ、倉吉博物館及び倉吉歴史民俗資料館（以下「教育委員会所管施設」という。）の使用料及び入館料（以下「使用料等」という。）の減免について、必要な事項を定める。</p> <p>（使用料等の減免）</p> <p>第2条 市長は、次の表の左欄に掲げる教育委員会所管施設の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる事由に該当する場合について、同表の中欄に掲げる使用料等を減額し、又は免除することができる。</p> <table border="1" data-bbox="850 1599 1409 1792"> <thead> <tr> <th>教育委員会所管施設</th> <th>使用料等</th> <th>減免事由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>倉吉交流</td> <td>使用料</td> <td>1 略</td> </tr> </tbody> </table>	教育委員会所管施設	使用料等	減免事由	略			倉吉交流	使用料	1 略
教育委員会所管施設	使用料等	減免事由																	
略																			
倉吉交流	使用料	1 略																	
教育委員会所管施設	使用料等	減免事由																	
略																			
倉吉交流	使用料	1 略																	

<p>プラザ並びにふれあい広場、集いの広場及び多目的広場</p>	<p>2 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者その他これらに準ずると市長が認める者及びその介護者が利用するとき（営利の目的で使用する場合を除く。以下同じ。）。</p> <p>3 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定若しくは要支援認定を受けた者及びその介護者が利用するとき（営利の目的で使用する場合を除く。以下同じ。）。</p> <p>4 略</p>
略	略

2 略

（使用料の還付）

第3条 市長は、学校施設条例第9条ただし書及びパークスクエア条例第13条の2（第22条において準用する場合を含む。）ただし書の規定により、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める額又は割合を乗じて得た額（1円未満の端数を生じた場合にあつては、当該端数を切り捨てた額）の使用料を、使用者に還付することができる。

（1）使用者が、その責めに帰することができない理由により、教育委員会所管施設を使用できなくなった場合 全額

（2）使用者が、その使用の日前の期間で教育委員会所管施設（その区分施設を含む。）ごとに別に定める日までに、使用の取消しを申し出た場合で、相当の理由があると認められる場合 2分の1

（3）その他市長が特に必要があると認める場合 市長が別に定める額

（補則）

第4条 略

<p>プラザ</p>	<p>2 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、特定医療費（指定難病）医療受給者証又は障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者その他これらに準ずると市長が認める者（以下「障がい者等」という。）及びその介護者が利用するとき（営利の目的で使用する場合を除く。以下同じ。）。</p> <p>3 介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による要介護認定若しくは要支援認定を受けた者（以下「要介護者等」という。）及びその介護者が利用するとき（営利の目的で使用する場合を除く。以下同じ。）。</p> <p>4 略</p>
略	略

2 略

（補則）

第3条 略

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の倉吉市教育委員会所管施設の使用料等の減免及び還付に関する規則の規定についての準備行為は、この規則の施行日前においても行うことができる。